

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案要綱

第一 仕事・子育て両立支援事業

一 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができることとする。

（第五十九条の二第一項関係）

二 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとする。

（第五十九条の二第二項関係）

第二 基本指針

内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加すること。

（第六十条第一項並びに第二項第一号及び第五号関係）

第三 拠出金

一 一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加すること。

(第六十九条第一項関係)

二 拠出金の率の上限を千分の二・五以内に引き上げること等とすること。

(第七十条第二項関係)

第四 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第五 施行期日等

一 この法律は、平成二十八年四月一日から施行することとする。

(附則第一項関係)

二 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)について所要の改正を行うものとする。

(附則第二項関係)

三 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第三項及び第四項関係)